

農業収支内訳書作成相談会の開催について

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

農業所得は、全ての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）で申告し、記帳した帳簿と書類を5年（法定帳簿は7年）保存することが必要です。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に収支内訳書を作成して、確定申告

や市・県民税申告の際に提出をお願いします。

ご自身で作成することが困難な方のために、下記のとおり作成相談会を開催します。帳簿類・領収書などの整理や、必要経費の計算などをできるだけ済ませてからお越しください。

◆日程および会場等

		両津地区	相川地区	国中地区	南部地区
1月	20日(火)	この2日間は、ゼロ申告と小作料申告の受付のみとします	市役所相川支所 2階 市民ホール	市役所本庁 会議室棟 第2会議室	赤泊総合文化会館 2階 和室研修室
	21日(水)				
	22日(木)	佐渡島開発総合センター 2階 会議室			
	23日(金)				
	26日(月)				
	27日(火)				
	28日(水)				
	29日(木)				
	30日(金)				
2月	2日(月)		海府連絡所	市役所羽茂支所 3階 第2会議室	
	3日(火)				
	4日(水)				
	5日(木)				
		岩首連絡所			

◆相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

◆持参するもの

- 収入金額や必要経費を記載した帳簿
- 農業収入額等のわかるもの
(通帳、補助金の内訳書等)
※通帳は平成26年1月1日から12月31日まで記帳してお持ちください。
- 経費の明細がわかるもの
(農薬・肥料等の領収書、固定資産税の明細書等)
- 農業機械等の取得日、取得費がわかるもの
(販売証明書、領収書等)
- JA農業所得申告支援システムの書類
(封筒に入っていたものすべてお持ちください。)
※JA農業所得申告支援システムの書類は、1月20日頃までに送付される予定です。
- 電卓、筆記用具、印鑑等

「文化財防火デー」消防訓練を実施します

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。この日は、昭和24年1月26日に法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼失したことを受け制定され、全国的に文化財防火運動を展開し、文化財愛護に関する知識の高揚を図っています。佐渡市では「文化財防火デー」にちなんで、毎年1月に消防訓練を行っています。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

訓練では実際にサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようお願いします。

日時 1月25日(日) 午前10時～11時 場所 蓮華峰寺(小木地区・小比叡182)

お問い合わせ 市役所世界遺産推進課 文化財室 ☎63-3195